

ミッドライフケアレジデンス重要事項説明書

ミッドライフケアレジデンスの概要

(1) 当施設の概要

法人名	社会福祉法人すずかけの里
代表者名	理事長 村上 秀一
施設名	ミッドライフケアレジデンス
所在地	青森市新町1丁目2番5号
TEL 番号	017-721-8111
FAX 番号	017-721-8112
介護保険サービス名	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
介護保険事業所番号	0270102361
利用定員	30名

(2) 当施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	兼務状況	勤務内容
管理者	1 (兼務)		生活相談員・計画作成担当者	施設の人員、設備の管理運営
看護職員	1			利用者の健康管理、利用者の日常生活の世話
介護職員	9		生活相談員(1名)	食事、排泄、入浴その他利用者の日常生活全般の世話
生活相談員	2 (兼務)		管理者・計画作成担当者	入退居相談、各種連絡相談、年間行事の計画・管理
機能訓練指導員		1	作業療法士	リハビリテーションの実施、評価
計画作成担当者	1 (兼務)		管理者・生活相談員	介護計画の作成、管理
調理員	4			調理、配・下膳

清掃員	2			施設環境の衛生管理、環境美化、営繕
事務員	1			利用料の受領、会計事務、用度、請求事務

(3) 当施設の設備の概要

定員	30人
1人部屋	30室（全室バリアフリー・隣接の物置付）
浴室	一般浴室・介護浴室（入浴用リフト）、個室シャワー設備
機能訓練室	エルゴメーター、平行棒等
その他	会議室、相談室、談話室、遊戯室、食堂、洗濯室等

2. 当施設の目的及び運営方針

(1) 当施設の目的

- ① 当施設は、一般入居者の入居に加え、介護保険法による「(介護予防) 特定施設入居者生活介護」のサービス対象者（以下「特定施設入居者」という）を入居させ、介護保険法令の趣旨に従って、食事・入浴・機能訓練・相談援助等の介護を提供し、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 当施設では、一般入居者に対しては、プライバシーを重視しつつ、健康で明るい生活を可能な限り維持できるように努めます。
- ② 当施設では、(介護予防) 特定施設入居者生活介護の利用に際しては、(介護予防) 特定施設サービス計画に基づいて、機能訓練・看護・介護・その日常生活上の世話をを行い、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう努めます。
- ③ 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体拘束を行いません。
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、入居者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑥ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- ⑦ 指定特定施設入居者生活介護〔指定予防特定施設入居者生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- ⑧ 前7項のほか、「青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第8号）」、「青森市指定介護予防サービ

ス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成25年青森市条例第9号)に定める内容を遵守し、事業を実施します。

3. 当施設の特徴等

(1) 当施設の特徴

- ・一般高齢者と共に介護保険利用者が使える施設になっています。
- ・契約金など利用当月以外の前金や一括金は不要です。

(2) サービス利用にあたっての遵守事項

- ・面会は、原則として8時30分より21時までです。
- ・消灯時間の目安は、21時です。
- ・外出・外泊は、その都度、行き先、用件、期間等をお知らせいただきます。
- ・施設内は禁煙です。
- ・発火の恐れのあるライター等の器具、および個人もちの電気製品を施設の許可なく使用することはお断りいたします。
- ・金銭の持ち込みは必要最小限とし貴重品は基本的には持ち込みをお断りいたします。やむを得ず持ち込んだ場合、管理は利用者自身が行うものとし、施設は紛失・破損等に対する責は負いません。
- ・ペットの持ち込みはお断りします。
- ・事故防止の視点から、家具家財の持込は整理整頓しやすい範囲にお願いします。整理整頓においても、職員が援助いたします。
- ・居室は感染予防の観点から、清潔に利用して頂きます。清潔保持に当たっては職員が積極的に関わります。
- ・事情により居室は変わることがあります。
- ・居室の合鍵を無断で作ることはできません。必要な方はご相談下さい。また居室の鍵の貸し借りは禁じております。
- ・食事は治療食でコントロールしている方々がいます。お互いに食べ物のやり取りは控えて下さい。
- ・心身の状況などによる職員からの安静・作業制限の指示に従って頂きます
- ・販売目的の業者の無断出入は禁じております。また、入居者同士の物品やサービスの売買行為はご遠慮下さい。
- ・宗教活動は、個人の信仰の範囲内において自由ですが、勧誘は禁止します。また他者に被害や不利益・不快感を与える場合は、これを制限することがあります
- ・特定の政治活動、および他利用者への迷惑行為は禁止します。
- ・利用者が不在の時の家族の滞在はお控え下さい。
- ・退居の時の不用品は、各自で処分をお願いします。

4. サービスの内容

サービス	内 容
食事	朝食7：30、昼食12：00、夕食18：00。 適切な栄養量及び内容で、かつ適時適温で提供します。 利用者の病気や障害に合わせて嗜好を加味しながら食事内容・調理方法を工夫します。
入浴	週に最低2回は入浴していただきます。個室備え付けのシャワーはご自由にお使いいただけます。
医療・看護	バイタルチェック・医療機関への付添い及び連携・居宅療養上の看護 服薬管理・健康相談・うつ状態・認知症状の支援等・異常の早期発見・対応
生活・介護	居室掃除、シーツ交換、整理整頓等の清潔保持、洗濯、入浴介助などの 身体介護、食事介助、買物代行、散歩同行、悪徳業者からの保護 (ただし介護度による)
各種相談	入退居、介護保険制度、日常生活上の問題、公文書への対応 行政等公的サービスの紹介や後見人制度紹介を行います
機能訓練	日常生活動作維持のため、計画的にリハビリテーションを実施します。

5. 利用料金

(1) サービスの提供に要する費用
別紙参照

(2) 生活費
月額 44,810円 (+冬期加算 8,810円/11月~3月)

(3) 居住に要する費用
(建物の建築費用を所定の年数で割ったもので、一般の家賃に相当します。)
月額 42,900円

(4) 介護保険個人負担（30日の場合）

要支援・要介護度	特定施設入居者生活介護費（1日につき）	月額（30日）	協力医療機関連携加算（月）	サービス提供体制強化加算（月）	科学的介護推進体制加算（月）	月額個人負担 1割	月額個人負担 2割	月額個人負担 3割
要支援 1	1,830 円	54,900 円	1,000 円	6,600 円	400 円	6,290 円	12,580 円	18,870 円
要支援 2	3,130 円	93,900 円				10,190 円	20,380 円	30,570 円
要介護 1	5,420 円	162,600 円				17,060 円	34,120 円	51,180 円
要介護 2	6,090 円	182,700 円				19,070 円	38,140 円	57,210 円
要介護 3	6,790 円	203,700 円				21,170 円	42,340 円	63,510 円
要介護 4	7,440 円	223,200 円				23,120 円	46,240 円	69,360 円
要介護 5	8,130 円	243,900 円				25,190 円	50,380 円	75,570 円

※上記月額個人負担は、30日間の利用を想定した目安の金額です。上記金額に加えて、それぞれの利用状況等に応じた下記のその他の加算を合計した単位に、介護職員処遇改善加算 I（12.8%）を掛けた金額が実際のお支払い金額になります。

その他の加算 ※それぞれの利用状況等により加算されます。

- ・ 退院・退所時連携加算（入居から 30 日以内） 30 円/日
 病院や介護老人保健施設等から退院または退所し情報提供を行う事で算定できる
- ・ 夜間看護体制加算（要介護 1～要介護 5） 9 円/日
 夜間の緊急時における対応や適切な処置を行うため、看護体制を整えている事で算定できる
- ・ 協力医療機関連携加算 100 円/月
 協力医療機関と連携体制をとり情報共有を行う会議を定期的を開催する事で算定できる
- ・ サービス提供体制強化加算（I） 22 円/日
 介護職員の内、介護福祉士の占める割合が 70%以上の場合に算定できる
- ・ 科学的介護推進体制加算 40 円/月
 入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、フィードバックをもとにサービス計画書を見直すなど活用した場合に算定できる

(5) サービス外サービスの料金

別紙参照

(6) 個室電気・水道・電話代

実 費

個室内で使用される日用品等については、利用者及びご家族でご用意願います。

料金の支払方法

毎月末日締めで利用料の計算をしますので、翌月 1 日から 10 日までの間に、窓口にてお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込みいただき、施設に相談に来ていただきます。

その際、介護保険被保険者証を確認させていただきます。また、自己負担額の決定のため、前年または前々年の収入がわかる書類のご提示をお願い致します。

(2) サービスの終了

①利用者等の都合でサービスを終了する場合

退居を希望する日の 1 ヶ月前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・亡くなられた場合。
- ・入居者がケアハウスおよび特定施設入居者生活介護等の入居要件に該当しなくなった場合。

③その他

以下の場合施設側からの通達により、退居していただくことがあります。

- ・利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、支払いを催告したにもかかわらず 1 ヶ月以内に支払いがない場合。
- ・利用者や家族などが、当施設の重要事項に関し遵守が困難になった場合。
- ・入院期間が 3 ヶ月を超えても、退院の見込みがたたない場合。

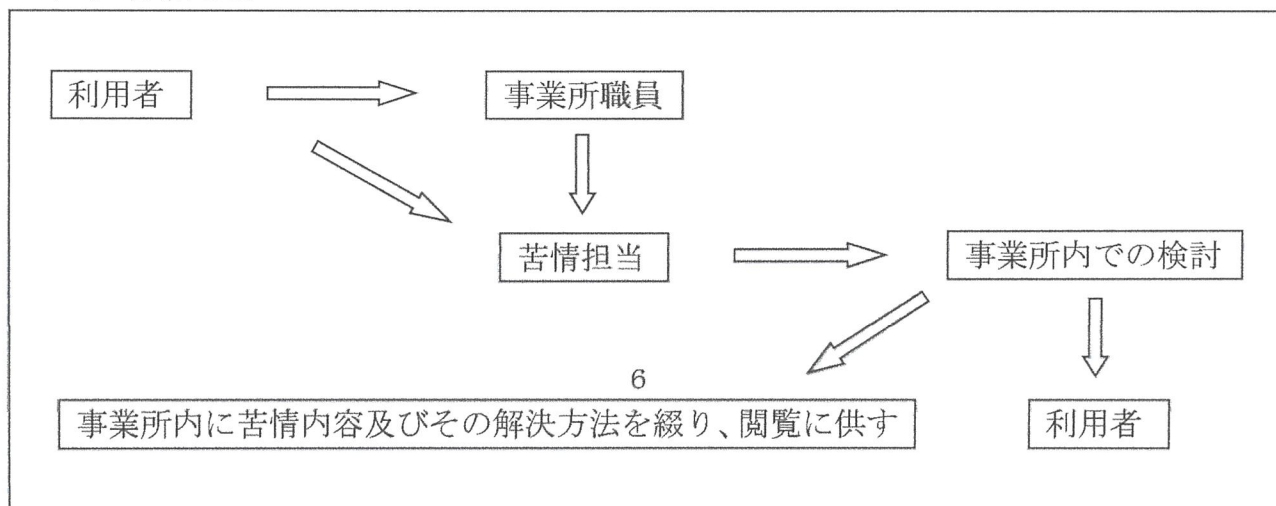
7. サービス内容に関する

(1) 当施設のサービスに関する苦情窓口

担当者	新妻 こそえ	(生活相談員)
電話	017-721-8111	FAX 017-721-8112
受付日	年中 (但し、12月30日～1月3日を除く)	
時間	8:30～17:00	

※ 担当者が不在の場合でも、いずれの職員であっても受付いたします。

(2) 苦情処理フロー



(3) 当施設以外の苦情窓口

当施設以外に、市町村または青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口
に苦情を伝えることができます。

青森市介護保険課

017-734-5257 (直通)

青森県国民健康保険団体連合会 (苦情処理委員会)

017-723-1301

8. 協力医療機関

医療法人三良会村上新町病院・ミッドライフクリニックは、当施設の協力医療機関
となることを了承し、契約を結んでいます。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に
掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者・新妻 こそえ
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業
者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・
同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、こ
れを市町村に通知します。

10. 身体拘束について

事業所では、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害
等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ
ことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること
に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行っ
た日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体
に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が
及ぶことを防止することができない場合に限りします。

- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 1. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化、事故などがあった場合は、施設においてできる限りの処置を行う他、状況に応じて協力病院において適切な治療を行います。また、家族、近親者などへご連絡いたします。

状況の急変に対して採った処置について記録するとともに、それらの記録は求めに応じて家族に公開します。

なお、施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償に応じます。当施設は損害保険ジャパン日本興亜株式会社と損害賠償保険契約を結んでいます。

1 2. 秘密保持および個人情報の保護

当施設のスタッフは、正当な理由なく利用者および家族の秘密を漏らしません。また、退職した場合にあっても利用者および家族の秘密を漏らすことがない様、就業規則に定めております。

また、利用者またはご家族等に関する個人情報の利用目的を別記1のように定め、適切に取り扱います。その他の目的において利用者および家族の情報を提供する際には、あらかじめ文書による同意を得てから行います。

1 3. 非常災害対策

当施設は、自動通報装置、消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、非常用エレベーターを完備し、定期的に点検を行います。消防法に従い、消防計画および防火管理者を設置し、年2回以上の消火、通報、避難訓練を行います（内1回は夜勤帯想定訓練を実施）。常時、緊急連絡網を整備し、災害時にはいち早く職員が集結できる体制をとっています。

<別記1>

個人情報の利用目的

(平成18年3月1日現在)

ミッドライフケアレジデンスでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的 】

[施設内部での利用目的]

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 事務費等請求事務および介護保険事務
- 利用者に係る当施設の管理運營業務のうち
 - ・ 入退居等の管理
 - ・ 会計・経理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の機関・事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- 利用者の受診・入院等にあたり、医療機関に情報提供を行う場合
- 家族等への心身の状況説明
- 事務費等申請事務
- 介護保険事務のうち
 - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等

【 上記以外の利用目的 】

[施設の内部での利用に係る利用目的]

- 当施設の管理運營業務のうち
 - ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・ 当施設において行われる事例研究

[他の機関・事業者等への情報提供に係る利用目的]

- 当施設の管理運營業務のうち
 - ・ 外部監査機関への情報提供
 - ・ 行政当局による照会および指導、監督、監査に関わる情報提供

以上

ケアハウスおよび特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明いたしました。

(令和 年 月 日)

事業所

青森市新町1丁目2番5号
ミッドライフケアレジデンス

担当者氏名

私は、本書面を受領し、事業者からミッドライフケアレジデンスの重要事項の説明を受け、その内容に対して同意いたします。また、別記1により説明を受けた利用目的に沿った個人情報の利用に関しては、サービス利用上必要であると認め、これを利用することに同意いたします。

(令和 年 月 日)

利用者

(住 所)

(氏 名)

印

代理人(続柄)

(住 所)

(氏 名)

印

(介護保険をご利用になって入居される場合)

① サービスの提供に要する費用

(施設を運営する為に必要な経費で、収入により自己負担額が違います。)

ご収入による区分		自己負担額
1段階	1,500,000円以下	10,000円
2段階	1,500,000円～1,600,000円	13,000円
3段階	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4段階	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5段階	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6段階	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7段階	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8段階	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9段階	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10段階	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11段階	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12段階	2,500,001円以上	50,500円

利用料金以外の別途料金

- ・外出の際の付き添い(買物・協力病院以外への受診など) 1時間 1,000円
- ・買物などの代行(1キロ以上離れた店舗の場合) 1回 1,000円
- ・テレビ使用料(室内に貸出した場合) 1ヶ月 1,000円

(介護保険をご利用にならないで入居される場合)

① サービスの提供に要する費用

(施設を運営する為に必要な経費で、収入により自己負担額が違います。)

ご収入による区分		自己負担額
1段階	1,500,000円以下	10,000円
2段階	1,500,000円～1,600,000円	13,000円
3段階	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4段階	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5段階	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6段階	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7段階	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8段階	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9段階	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10段階	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11段階	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12段階	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13段階	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14段階	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15段階	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16段階	2,900,001円以上	82,800円

利用料金以外の別途料金

- ・外出の際の付き添い(買物・協力病院以外への受診など) 1時間 1,000円
- ・買物などの代行(1キロ以上離れた店舗の場合) 1回 1,000円
- ・テレビ使用料(室内に貸出した場合) 1ヶ月 1,000円